

## 市第 145 号議案 横浜市下水道条例の一部改正

### 1 改正の内容

#### (1) 未処理区域使用料の廃止

下水道使用料には、

- ・下水道管が汚水を処理する水再生センターにつながっている区域で徴収する「**処理区域内の下水道使用料**」
- ・下水道管が水再生センターにつながっていない区域で徴収する「**未処理区域内の下水道使用料**」

があります。

現在、全市域において未処理区域がなくなったことから、条例第 18 条第 1 項別表第 1 を改正し、未処理区域使用料を廃止します。

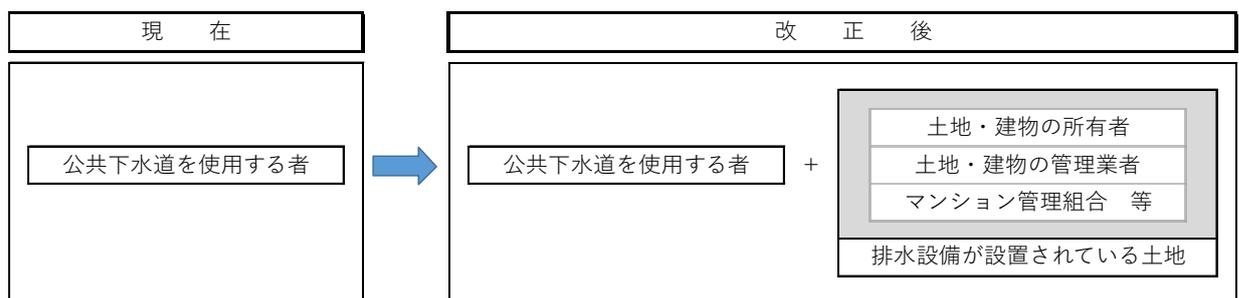
#### (2) 公共下水道の利用者以外の者からの下水道の使用開始等の報告の徴収

現行条例では、第 21 条第 1 項において、市長は、「公共下水道を使用する者」本人に対してのみ、下水道使用料を算出するために必要な限度において、下水道の使用開始等の情報を徴収することができますとしています。

一方、公共下水道の利用者が賃貸物件の借主の場合、賃貸物件の所有者等に確認しないと下水道の使用開始等が不明なケースなどがあります。

このため、「公共下水道を使用する者」以外の「土地所有者、利用者、占有者その他の関係者」からも情報を徴収できるよう第 3 項を新設します。

「使用開始等の報告を徴収することができる者」の具体例



### 2 施行期日

平成 30 年 4 月 1 日